豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関する質問・回答(入札説明書)

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答	備考
1	入札説明書	3	1	(1)	オ	(7)			消化槽等の汚泥減量化施設を増設する場合は、バイオガス利活用事業ではなく、汚泥処理事業と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
2	入札説明書	8	2	(1)	オ - - - -	(1)	a	務の対価	業期間を通して民間提案に基づき適宜発生することになります。	①について、整備協定書は、一定の委託単位、一定の工事単位で締結することも可能であるため、ある年度において複数の委託単位、工事単位に係る複数の整備協定書を、県と事業者で協議の上、締結することもあり得ます。なお、時期についても上半期、下半期で別々の協定書を締結することも可能です。②について、整備協定書に基づき完了した業務について当該整備協定書に係るサービス購入料全額が支払われます。また、部分払い、前払いの規定に基づきサービス購入料の一部が、事前に事業者の請求により支払われます。	
3	入札説明書	8	2	(1)	才	(I)	а	務の対価	サービス購入料A2の基準金利は、業務実施年度の3月29日のTSR6か月LIBORベースとのことですが、平成33年4月に対象施設を引き渡した場合には、平成33年3月29日に発表されるレートが適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	平成33年4月に対象施設を引き渡した場合には、平成34年度から平成47年度までの支払いとなり、平成34年3月29日に発表される東京スワップ・レファレンス・レートとして表示されている6か月LIBORベースの14年物のレートが適用されます。	
4	入札説明書	11	1	(1)	オ	(カ)		新の際の措置	実施方針質疑回答(3月回答:75番)に記載されている。 「事業者自らの創意工夫によると認められない場合とは・・・・によるものと みなします。詳細は、入札説明書等で示す予定です。」 との事でしたが記述が確認できませんでしたので、何処に記述されたのかお 教えいただけないでしょうか。	事業契約書(案)第63条第1項に規定されております。	
5	入札説明書	22	3	(5)	力	(7)			本事業はWTO対象事業ですが、「価格据置型総合評価落札方式」は適用されるのでしょうか。	適用されません。	
6	入札説明書	22	3	(5)	カ	(F)			差し引いて、算定しています。」と書かれておりますが、バイオガス利活用事業の残存価格の取り扱いはどのようになりますでしょうか。また、バイオガス利活用事業で使用する機器の耐用年数はどのように設定すればよろしいでしょうか。	前段は、バイオガス利活用施設における残存価格は予定価格から差し引いていません。なお、予定価格においては、汚泥処理事業における更新施設の残存価格を差し引きましたが、県に引渡し又は明渡しを行った汚泥処理施設の事業期間終了時の残存価格分の費用を県から事業者に対して返還することはありません。また、応募者が入札時に提案する汚泥処理事業に係る設計・建設業務費(サービス購入料A-1-1、A-1-2、A-2)は、事業期間終了時の残存価格を差し引かない価格となります。 後段は、耐用年数については応募者が適切に設定してください。なお、国の交付金を充てる場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を満足する耐用年数を設定してください。ただし、特別目的会社における施設専用使用権の償却に係る税務上の取扱いについては、管轄税務署に確認の上、事業者の責任のもと、適切に処理してください。なお、施設専用使用権については、事業契約書(案)第45条第2項をご参照ください。	